

2020年5月1日



新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴うガス料金、 電気料金の特別措置の追加対応について

筑紫ガス株式会社は2020年3月24日に新型コロナウイルス感染拡大に伴うガス料金、電気料金の特別措置について公表しましたが、経済産業省からの要請等を踏まえ、特別措置の対象および内容の拡大を実施いたします。

特別措置に関する内容については下記の内容の通りです。(下線箇所が追加事項になります)

記

1.特別措置の対象

- ①新型コロナウイルス感染拡大の影響により、緊急小口資金・総合支援資金の貸付を受けたお客さまでお申し出のあった場合に適用します。
- ②新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業、失業等により一時的にガス料金または電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さまでお申し出のあった場合に適用します。

2.特別措置の内容

2020年2月、3月、4月、5月検針分のガス料金および電気料金について、支払期限日を1ヶ月間延長いたします。

※支払期限日について

ガス料金:検針日の翌日より起算して50日目

電気料金:検針日の属する月の翌月末日

3.申込方法

筑紫ガス株式会社 お客様サービス部 までご連絡ください。

電話番号 092 - 923 - 3111

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30

以上